

株主の皆様へ

神戸市中央区港島三丁目6番地1
兵機海運株式会社
代表取締役社長 大東 洋治

第71回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成26年6月26日（木曜日）午前10時
 - 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 10階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 - 目的事項
報告事項
 - 第71期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 - 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

-
- * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- * 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hyoki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、金融緩和や経済の活性化の政策により消費意欲の回復が顕著になるとともに、円高修正を背景として企業の経営環境は好転いたしました。

また、雇用や生産の増加につながる設備投資にも伸びが見られたことにより景気回復の裾野が広がり、さらには消費増税前の駆け込み需要が足元の景況感を押し上げる状況で推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループは「安全・迅速・信頼」をモットーに、より「堅実な兵機」との信頼を得るべく事業展開を進めてまいりました。

海運事業では、支配船腹の増強と国内鉄鋼需要の回復を背景に内航輸送が大きく好転する一方、外航輸送のマーケットは依然厳しい状況が続き、社船運航の見直しと新たな事業展開を模索してまいりました。

港運・倉庫事業では、総合物流サービスの観点から営業の再開発を行うとともに神戸港に新たな物流拠点を設け、主にコンテナ混載事業の拡充を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の実績につきましては、次のとおりとなりました。

順調な鉄鋼輸送を受け、売上高13,987百万円（前期比1,366百万円増 110.8%）、経常利益150百万円（前期比93百万円増 265.8%）と業績回復の手ごたえが感じられました。

しかしながら、厳しい状況が続く外航事業で減損処理をしたことから、最終的な実績としまして、税金等調整前当期純利益32百万円（前期比10百万円減 76.2%）、当期純損失63百万円（前期比71百万円悪化）と増収減益になりました。（事業の成果）

取扱輸送量	4,310千吨	前期比	328千吨	増	(108.3%)
売上高	13,987百万円	前期比	1,366百万円	増	(110.8%)
営業利益	210百万円	前期比	158百万円	増	(410.1%)
経常利益	150百万円	前期比	93百万円	増	(265.8%)
当期純利益	△63百万円	前期比	71百万円	減	(-%)

■内航事業

順調な国内経済の成長を背景に、大宗貨物である鉄鋼輸送の伸びが大きく貢献するとともに、新造船“HKLまや”の竣工稼働を始め、老朽船舶のリブレース計画の推進、輸送ニーズに合致した船型の備船策などを積極的に進めてまいりました。

結果としまして、高値で推移する船舶燃料費の負担増に重いものもありましたが、前期比2割を超える取扱量の増加が収益回復への大きな力となり、売上高6,658百万円（前期比1,404百万円増 126.7%）、営業利益356百万円（前期比291百万円増 549.4%）と増収増益になりました。

■外航事業

厳しい状況が続くなか、平成25年8月に不採算船“HYOKI No.8”を売却し、期末にはSDLシリーズ船舶の減損処理を行い経営体質の改善を図りました。

更なる取り組みとして、第4四半期より日台定期航路を得意とする長門海運株式会社を完全子会社とし、不定期事業との相乗効果を目指してまいりました。

結果としまして、船腹の減少もあったので売上高1,075百万円（前期比202百万円減 84.2%）と減収になりました。

また、三国間輸送や海外現地での国内輸送の可能性を求め、東南アジア諸国で多面展開したことや、長門海運株式会社との統合事務所を大阪梅田に新設するなど経費が増加し、営業損失273百万円（前期比60百万円の悪化）と減益になりました。

■港運事業

震災復興や公共事業を背景とする内需主導の景気復活には一定の力強さが感じられましたが、過当競争が激しい小口輸入雑貨品は円高修正による取引鈍化が見られたとともに、中国経済の成長力の陰りもあり、当期の取扱量は前期比較で1割程度の減少となりました。

結果としまして、売上高は4,998百万円（前期比較47百万円増 101.0%）とほぼ前期並みの実績は確保したものの、トラック輸送の急激なタイト感や燃料費の高値推移などが輸送原価や管理費を押し上げ、営業利益は150百万円（前期比23百万円減 86.4%）と減益になりました。

■倉庫事業

神戸港摩耶埠頭で港湾関連事業を営む株式会社シンパを下期より当社傘下とし、近隣関係にある神戸物流センターと相互補完をする兄弟倉庫として施設価値を高めました。

また、大阪物流センターにあっては、作業の委託形態の変更と倉庫の荷役設備の一新にて、より収益性を高める体制を整えてまいりました。

結果としまして、株式会社シンパの組入れもあり、取扱量は前期比3割増となり、売上高も1,247百万円（前期比119百万円増 110.6%）と増収になりました。

しかしながら、姫路倉庫の落ち込みや輸送コストの値上がりもあり、前期同様の売上総利益を確保したものの、倉庫組入れの乗り出し費用を賄いきれず、営業損失21百万円（前期比43百万円の悪化）と減益になりました。

■事業別実績

事業区分	取扱量	売上高	営業損益
内航事業	2,389千屯	6,658百万円	356百万円
外航事業	427千屯	1,075百万円	△273百万円
港運事業	1,298千屯	4,998百万円	150百万円
倉庫事業	194千屯	1,247百万円	△21百万円
その他事業	—	7百万円	△1百万円
合計	4,310千屯	13,987百万円	210百万円

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、個人消費がけん引する景気回復力と企業の良好な景気マインドに支えられ、景況感が高水準を保つものと考えられます。

しかしながら、今春の消費税率引き上げや駆け込み需要の反動など、景気を下押しする力も懸念されます。さらには中国の金融不安も危惧されるところであり、内需の不透明感に海外への警戒感が重なり、その正念場を迎えるものと考えられます。

このような状況下、当社グループは引き続き高品質な物流を追求することでサービスの差別化を図り、安定した収益力の構築に邁進する所存でございます。

(3) 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,388百万円で、その主なものは海運事業における船腹増強（“HKLまや”の建造・“CENTURY SHINE”の購入・持分社船の強化）で1,064百万円、倉庫港運事業の設備強化として（摩耶倉庫の取得・大阪物流センター改修ほか）で275百万円であります。なお、これらに係る資金調達として1,076百万円の借入れを行いました。

(4) 重要な企業結合の状況

- ①当社は、平成25年7月に株式会社シンパを連結子会社化しており、さらには10月に当社を存続会社、株式会社シンパを消滅会社とする吸収合併を行っております。
- ②当社は、平成25年12月に長門海運株式会社を連結子会社化しております。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 68 期 平成23年 3 月期	第 69 期 平成24年 3 月期	第 70 期 平成25年 3 月期	第 71 期 (当連結会計年度) 平成26年 3 月期
売 上 高	12,484	12,976	12,621	13,987
営 業 利 益	160	174	51	210
経 常 利 益	53	84	56	150
当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△)	45	41	8	△63
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	3円79銭	3円45銭	73銭	△5円34銭
総 資 産	12,878	12,401	11,619	12,695
純 資 産	1,669	1,655	1,656	1,675
1 株当たり純資産額	139円86銭	138円67銭	139円94銭	141円52銭

(注) 表中の△は損失を示します。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名 (所 在 地)	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
長門海運株式会社 (大阪市北区)	10百万円	100.0%	外航船舶の運航
I. S. LINES S. A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有
K. S. LINES S. A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有
K. S. ROKKO LINES S. A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有
K. S. MAYA LINES S. A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有

(注) 1. 平成25年12月31日に長門海運株式会社の子会社を取得し、同社を連結子会社としました。

2. 株式会社シンパにつきましては、平成25年10月1日付で、当社が吸収合併したため、重要な子会社から除外しました。

(7) 主要な事業内容

内航海運業、外航海運業、港湾運送業、倉庫業、通関業、貨物利用運送業、輸出入貨物取扱業、国際複合輸送業、不動産賃貸業

(8) 主要な営業所と従業員の状況

区 分	内航事業	外航事業	港運事業	倉庫事業	その他／管理
本社（*1）					15
本社営業部（*1）			44		
倉庫部（*1）				54	
内航海運部（*2）	16				
東京支店（東京都中央区）	3		5		
大阪支店（大阪市住之江区）			31	3	
姫路支店（姫路市飾磨区）	26		7	17	
中国支店（岡山県倉敷市）	6				
外航部（*3）		5			
長門海運株式会社（大阪市北区）		4			
グループ合計	51名	9名	87名	74名	15名
	236名 <18名増> 平均年齢42.3歳 平均勤続年数12.4年				

- (注) 1. *1印は神戸市中央区港島の神戸物流センター内に所在しております。
 2. *2印の内航海運部は地区別の事業部からなり、本社・姫路・中国の各事業所に所在しております。
 3. *3印の外航部は営業と運航の部門からなり、それぞれ東京支店と長門海運株式会社の事業所に所在しております。
 4. 当連結会計年度は、株式会社シンパ並びに長門海運株式会社の企業結合等を行いましたので、グループとしての表示をしております。なお、株式会社シンパは、期中で吸収合併いたしましたので、倉庫部を含めております。
 5. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数・出向受け入れ社員数は除いております。
 6. 合計欄<>内は前連結会計年度末比較を表します。

(9) 主要な借入先

借 入 先	当連結会計年度末現在の借入額
財団法人民間都市開発推進機構	1,195百万円
株式会社三井住友銀行	1,015
株式会社みなと銀行	999
株式会社りそな銀行	957
株式会社百十四銀行	839

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

① 株式数と株主数

発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
40,000,000株	12,240,000株 (自己株式366,330株を含む)	969名 (前期比54名増)

② 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
共栄火災海上保険株式会社	1,170千株	9.85%
加藤清行	582千株	4.90%
株式会社みなと銀行	580千株	4.88%
桧垣千寿子	514千株	4.32%
ふたば会（取引先持株会）	492千株	4.14%
永田光春	440千株	3.70%
株式会社三井住友銀行	402千株	3.38%
兵機海運株式会社従業員持株会	315千株	2.65%
株式会社りそな銀行	300千株	2.52%
虹技株式会社	150千株	1.26%

- (注) 1. 当社は自己株式として366,330株を保有しておりますが、表記はしていません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大東 洋治	長門海運㈱代表取締役社長 兵庫海運組合理事長
専務取締役	平井 清隆	営業本部長
常務取締役	大石 修	本社営業部長兼倉庫部長 港運・倉庫事業担当
取締役	佐藤 清	姫路支店長 内航事業担当 七洋船舶管理㈱代表取締役
取締役	松本 利晴	姫路支店Y S 事業部統括部長
取締役	田中 康博	財務管理本部長 財務部長 長門海運㈱監査役
取締役	安積 拓也	管理部長兼内部監査室長
常勤監査役	兼光 徳治	
社外監査役	加納 諄一	
社外監査役	五島 大亮	神戸市会議員 五島公認会計士事務所代表 公認会計士 みなと神戸税理士法人代表社員 税理士

- (注) 1. 監査役兼光徳治氏は経理業務の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 監査役五島大亮氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査役加納諄一、五島大亮の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 事業年度中の役員の異動等

日 付	氏 名	(新)	(旧)
平成25年 4月16日	佐藤 清	取締役姫路支店長 内航事業担当 七洋船舶管理㈱代表取締役	取締役姫路支店長 内航事業担当
平成25年 6月27日	安積拓也	取締役 管理部長兼内部監査室長	< 新任 >
平成25年 6月27日	五島大亮	社外監査役 五島公認会計士事務所代表 五島税理士事務所代表	< 新任 >
平成25年 6月27日	山下兼二	< 任期満了による退任 >	社外監査役
平成25年 10月27日	五島大亮	社外監査役 五島公認会計士事務所代表 みなと神戸税理士法人代表社員 神戸市会議員	社外監査役 五島公認会計士事務所代表 みなと神戸税理士法人代表社員 (五島税理士事務所代表)
平成25年 12月31日	大東洋治	代表取締役社長 長門海運㈱代表取締役社長 兵庫海運組合理事長	代表取締役社長 兵庫海運組合理事長

日付	氏名	(新)	(旧)
平成25年 12月31日	田中康博	取締役財務管理本部長 財務部長 長門海運(株)監査役	取締役財務管理本部長 財務部長

5. 事業年度末日後の役員の異動等
該当事項はありません。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	対 象 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	7 名	51 百万円
監 査 役	4	8
合 計 (うち、社外役員)	11 (3)	60 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員退職慰労金制度廃止に伴う退任時打ち切り支給決議（平成17年6月28日開催の第62回定時株主総会決議）に係る役員に対し、当事業年度末現在で取締役2名分11百万円が未支給となっております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

監査役五島大亮氏は、五島公認会計士事務所代表及びみなと神戸税理士法人代表社員を兼ねております。当社と両事務所との間に取引等の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

両社外監査役は、当事業年度の任期期間中に開催された定例取締役会並びに監査役会の9割以上に出席し、それぞれの専門的な見地見識から公正な意見の表明を行ったほか、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について意見の表明を行っております。

ハ. 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

当社と両社外監査役は、定款及び会社法第472条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額となります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称及び報酬等の額

会計監査人の名称：あけぼの監査法人	
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうか検討する方針です。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、本体制に関連し、コーポレートガバナンス全般を企業の外的側面から歪めるものとして、反社会的勢力の存在を警戒認識し、同勢力に対する監視、非接触および排除を図っております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 役職員が日常の業務を遂行するにあたって守るべき行動基準を定め、その徹底を図るため、統括部署を定めコンプライアンス教育を行う。
 - また、内部通報情報が監査役に入るシステムを設け、相互牽制の強化を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 取締役の職務の執行に関する情報については、文書管理規程により保存管理され、取締役および監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - リスク管理規程を制定し、情報集約や全社的な管理体制を構築するために「リスク管理委員会」を設置し、潜在的リスクを含めて定例的に洗替を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役ににつながる経営のトップダウンと情報のボトムアップを融合させる重要な会議体として「各支店長会議」を定期的に招集し、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ⑤ 当会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - 子会社は、長門海運株式会社及び海外仕組み船子会社（パナマ）であり、その実質責任者は当社支店組織及び支店長クラス同等と認識し、海外仕組み船子会社の業務は当社の内部統制の管理下において当社役職員が直接に執行し、業務の適正性・グループ一体管理を実践する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 取締役は、監査役の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意する。
 - 監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査室の職員に命令することができ、同職員は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 監査役は、取締役会やリスク管理委員会に出席し、情報を共有すると共に不正等の情報が適時に監査役に入る内部通報システムを構築する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査役への情報共有化のルートが明確化され、必要な報告が適時に報告される体制を構築することで、監査役会の監査の実効性を担保する。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,990	流 動 負 債	5,775
現金及び預金	1,793	支払手形	248
受取手形	45	営業未払金	1,060
未収運賃	1,671	短期借入金	4,337
短期貸付金	111	リース債務	13
貯蔵品	79	未払法人税等	16
前払費用	37	賞与引当金	3
未収消費税等	16	その他	95
繰延税金資産	11	固 定 負 債	5,244
その他	237	長期借入金	4,609
貸倒引当金	△14	リース債務	28
固 定 資 産	8,704	退職給付に係る負債	283
(有形固定資産)	(6,868)	未払役員退職慰労金	11
建物・建物付属設備	2,774	債務保証損失引当金	65
船舶	2,379	船舶修繕引当金	143
土地	1,533	デリバティブ債務	102
建設仮勘定	36	負 債 合 計	11,020
リース資産	15	純 資 産 の 部	
その他	128	株 主 資 本	1,492
(無形固定資産)	(151)	資 本 金	612
借地権	119	資 本 剰 余 金	33
リース資産	21	利 益 剰 余 金	939
その他	10	自 己 株 式	△92
(投資その他の資産)	(1,684)	その他の包括利益累計額	182
投資有価証券	1,128	その他有価証券評価差額金	248
長期貸付金	475	繰延ヘッジ損益	△65
長期前払費用	0	純 資 産 合 計	1,675
繰延税金資産	25	負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,695
その他	61		
貸倒引当金	△8		
資 産 合 計	12,695		

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		13,987
売上原価		12,209
売上総利益		1,777
販売費及び一般管理費		1,567
営業利益		210
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	16	
持分法による投資利益	17	
貸倒引当金戻入益	2	
債務保証損失引当金戻入益	0	
その他	25	73
営業外費用		
支払利息	119	
その他	14	133
経常利益		150
特別利益		
負のれん発生益	86	
固定資産売却益	51	
その他	12	150
特別損失		
固定資産売却損	90	
減損損失	169	
その他	7	267
税金等調整前当期純利益		32
法人税、住民税及び事業税	14	
法人税等調整額	81	96
少数株主損益調整前当期純損失		63
少数株主利益		-
当期純損失		63

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年4月1日期首残高	612	33	1,026	△92	1,579
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△23		△23
当 期 純 損 失 (△)			△63		△63
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△86	△0	△87
平成26年3月31日期末残高	612	33	939	△92	1,492

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	その他の包括利益 累計額合計	
平成25年4月1日期首残高	158	△81	76	1,656
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△23
当 期 純 損 失 (△)				△63
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	89	15	105	105
連結会計年度中の変動額合計	89	15	105	18
平成26年3月31日期末残高	248	△65	182	1,675

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の状況 (5社)
「長門海運株式会社」「I. S. LINES S. A.」「K. S. LINES S. A.」「K. S. ROKKO LINES S. A.」
「K. S. MAYA LINES S. A.」

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社の状況 (1社)「株式会社吉美」
- ・持分法を適用していない関連会社の状況 (1社)「七洋船舶管理株式会社」
七洋船舶管理株式会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更に関する注記

- ・当連結会計年度から長門海運株式会社を連結の範囲に含めております。これは、長門海運株式会社を平成25年12月31日付けで完全子会社化したことによります。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

- ・すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産

- ・貯蔵品(内航船) 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・貯蔵品(外航船) 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ロ. 有価証券(その他有価証券)

- ・時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による算定)
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ハ. デリバティブ

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

- ・建物及び船舶の一部 定額法
- ・その他のもの 定率法

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
- ・その他の無形固定資産 定額法

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産	
・建物	2,104百万円
・船舶	1,071百万円
・土地	1,526百万円
・投資有価証券	566百万円
計	5,268百万円

担保に係る債務	
・短期借入金	1,890百万円
・長期借入金	3,480百万円
計	5,370百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,810百万円（内 減損損失累計額 169百万円）

(3) 保証債務

他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

・英幸海運有限公司	192百万円
・誠進海運有限公司	72百万円
・幸盛海運株式会社	67百万円
小計	332百万円
債務保証損失引当金	65百万円
計	267百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の数に関する事項

○区分 ・株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
①発行済株式の総数 ・普通株式	12,240,000株	一株	一株	12,240,000株
②自己株式の数 ・普通株式	403,417株	636株	一株	404,053株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り636株によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	一株当たり の配当金	基準日	効力 発生日
平成25年6月27日 第70回定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23百万円	2円	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	一株当たり の配当金	基準日	効力 発生日
平成26年6月26日 第71回定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35百万円	3円	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、海運事業・倉庫事業を行うための設備計画に照らして、銀行借入により資金調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び未収運賃は、顧客の信用リスクに晒されています。また、一部の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されています。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。また、一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであります。なお、設備資金に係る借入金の過半には財務制限条項を約定しております。また、このうち変動金利での借入分は金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前記1. 「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」(5) 「会計処理基準に関する事項」⑥ 「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社は、与信管理規定に従い営業債権について取引先ごとと与信限度額を決め、管理部が取引先の状況の定期的なモニタリングを実施しております。その中で回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的到时価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引の取扱要領により、その取引と管理を行っております。残高照合等は四半期決算ごとに実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
①現金及び預金	1,793百万円	1,793百万円	—
②受取手形及び未収運賃	1,717百万円	1,717百万円	—
③短期貸付金	3百万円	3百万円	—
④投資有価証券	901百万円	901百万円	—
⑤長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	583百万円	602百万円	18百万円
⑥支払手形及び営業未払金	(1,308)百万円	(1,308)百万円	—
⑦短期借入金	(2,850)百万円	(2,850)百万円	—
⑧長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(6,096)百万円	(6,273)百万円	177百万円

備考：表中で負債に計上されている金額については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び未収運賃、③短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他の有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得価額との差額は以下のとおりです。

区 分	種 類	取 得 原 価	連結貸借対照表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	332百万円	751百万円	419百万円
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	185百万円	149百万円	△35百万円
合 計		517百万円	901百万円	383百万円

⑤長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りに貸付実行金利から算出したスプレッドを加算したものを割引率として現在価値に割戻しております。

⑥支払手形及び営業未払金、⑦短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記（注）2. 「デリバティブ取引に関する事項」をご参照ください。）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっております。

（注）2. デリバティブ取引に関する事項

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
ヘッジ会計が適用されているもの	△102	△102	－

備考：デリバティブ取引によって生じた正味の債務を表示しております。

①ヘッジ会計が適用されていないもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金を一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金時価に含めて記載しております。

（前記（注）1. 「金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項」⑧「長期借入金」をご参照ください。）

②ヘッジ会計が適用されているもの

金利関連（時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	当該時価の算出方法
				うち 1年超		
原則的 処理方法	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	短期借入金 長期借入金	1,464	1,330	△102	取引先金融機関から提示された価格等によって いる。
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	539	284	△7	
合 計			2,005	1,614	△109	

（注）3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

・区分 : 非上場株式	・連結貸借対照表計上額 : 226百万円
-------------	----------------------

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「5. (2) 表中区分 ④投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	141円52銭
(2) 1株当たり当期純損失	5円34銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(1) 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しました。

名 称	用 途	種 類	減損損失
SDL KOBE	貨物船	船舶	14百万円
SDL ROKKO	貨物船	船舶	57百万円
SDL MAYA	貨物船	船舶	98百万円
合 計	—	—	169百万円

・経緯

現下の低迷した外航海運及び売船市況により収益性の低下が認められた資産について、帳簿価額のうち回収可能価額を超過した額を減損損失として特別損失に計上しております。

・グルーピングの方法

当社グループは、原則として事業用資産については内航海運事業、外航海運事業、港運・倉庫事業、その他事業の4つのセグメントを基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別に評価を行っております。

・回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は第三者により合理的に算定された鑑定評価額に基づく正味売却価額により算定しております。

(2) 企業結合等関係

① 取得による企業結合

イ. 企業結合の概要

- 被取得企業の名称 株式会社シンパ
- 事業の内容 倉庫事業、港湾運送関連事業
- 企業結合を行った主な理由
株式会社シンパは、当社の神戸物流センターの至近距離にあり、貨物の融通を含め相乗効果の発揮が可能となります。このように、当社の主業務である港運事業・倉庫事業の安定収益に寄与することが期待できることから、対象会社の子会社化を決定いたしました。
- 企業結合日 平成25年7月1日
- 企業結合の法的形式 株式取得
- 結合後企業の名称 株式会社シンパ
(平成25年10月1日付、当社を存続会社とする吸収合併により消滅)
- 取得した議決権比率 100%
- 取得企業を決定するに至った主な根拠 当社による、現金を対価とする株式取得であること。

ロ. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年7月1日から平成25年9月30日まで(株式会社シンパは、平成25年10月1日付で当社が吸収合併したことにより消滅しております。)

ハ. 被取得企業の取得原価及びその内訳

- 取得の対価 51百万円
- 取得原価 51百万円

ニ. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

- 発生した負ののれん発生益の金額 86百万円
- 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が株式の取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として処理しております。

ホ. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産合計	1百万円	流動負債合計	217百万円
固定資産合計	357百万円	固定負債合計	2百万円
資産合計	358百万円	純資産合計	220百万円

② 取得による企業結合

イ. 企業結合の概要

- 被取得企業の名称 長門海運株式会社
- 事業の内容 外航海運事業
- 企業結合を行った主な理由
長門海運株式会社は東南アジア方面に強みを持ち、以前に当社とベトナム航路にて共同運航を行っていた経緯もあり、当社グループ所有の外航船舶との貨物の融通を含め相乗効果の発揮が可能となります。このように、当社の主業務である海運事業の安定収益に寄与することが期待できることから、対象会社の子会社化を決定いたしました。
- 企業結合日 平成25年12月31日
- 企業結合の法的形式 株式取得
- 結合後企業の名称 長門海運株式会社
- 取得した議決権比率 100%

- ・ 取得企業を決定するに至った主な根拠 当社による、現金を対価とする株式取得であること。
 - ロ. 被取得企業の取得原価及びその内訳
 - ・ 取得原価 49百万円
平成25年12月31日現在における長門海運株式会社の純資産額を株式取得の対価とするため、のれんの発生はございません。
- (3) 連結計算書類の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,218	流動負債	5,746
現金及び預金	1,751	支払手形	248
受取手形	45	営業未払金	1,032
未収運賃	1,663	短期借入金	4,337
短期貸付金	425	リース債務	13
貯蔵品	66	未払金	42
前払費用	13	未払法人税等	16
未収消費税等	16	預り金	51
繰延税金資産	11	賞与引当金	3
その他	224	固定負債	5,097
貸倒引当金	△1	長期借入金	4,609
固定資産	8,530	リース債務	28
(有形固定資産)	(5,072)	退職給付引当金	271
建物・建物付属設備	2,774	未払役員退職慰労金	11
構築物	33	債務保証損失引当金	65
機械及び装置	45	船舶修繕引当金	8
船舶	582	デリバティブ債務	102
車輜運搬器具	22		
器具・備品	26	負債合計	10,843
土地	1,533	純資産の部	
建設仮勘定	36	株主資本	1,723
リース資産	15	資本金	612
(無形固定資産)	(151)	資本剰余金	33
借地権	119	資本準備金	33
電話加入権	9	利益剰余金	1,162
施設利用権	0	利益準備金	153
リース資産	21	その他利益剰余金	1,009
ソフトウェア	0	別途積立金	600
(投資その他の資産)	(3,306)	繰越利益剰余金	409
投資有価証券	933	自己株式	△85
関係会社株式	72	評価・換算差額等	181
長期貸付金	2,207	その他有価証券評価差額金	247
長期保証金	21	繰延ヘッジ損益	△65
繰延税金資産	40		
その他	40	純資産合計	1,904
貸倒引当金	△10	負債及び純資産合計	12,748
資産合計	12,748		

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,835
売 上 原 価		12,067
売 上 総 利 益		1,767
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,546
営 業 利 益		220
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	56	
受 取 配 当 金	17	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	0	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 益	0	
そ の 他	20	95
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	119	
そ の 他	12	132
経 常 利 益		183
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	86	
固 定 資 産 売 却 益	51	138
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	21	
そ の 他	7	28
税 引 前 当 期 純 利 益		293
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13	
法 人 税 等 調 整 額	82	95
当 期 純 利 益		198

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金			
				別 積 立	途 金				
平成25年4月1日期首残高	612	33	153		600	235	988	△85	1,548
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△23	△23		△23
当期純利益						198	198		198
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-		174	174	△0	174
平成26年3月31日期末残高	612	33	153		600	409	1,162	△85	1,723

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成25年4月1日期首残高	157		△81	75	1,624
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△23
当期純利益					198
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	89		15	105	105
事業年度中の変動額合計	89		15	105	279
平成26年3月31日期末残高	247		△65	181	1,904

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------------------|--|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
・時価のあるもの | 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法
・貯蔵品（内航船） | 最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・貯蔵品（外航船） | 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | | |
|---------------------------------------|-----------|-------------------------|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 建物及び船舶の一部 | 定額法 |
| | その他のもの | 定率法 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | | |
| ・自社利用のソフトウェア | | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| ・その他の無形固定資産 | | 定額法 |
| ③ リース資産 | | |
| ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | | |
| ・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 | | |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | | |
| ・リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 | | |

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員（船員）に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。 |
| ④ 債務保証損失引当金 | 保証債務による損失に備えるため、被保証先の財務内容等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。 |
| ⑤ 船舶修繕引当金 | 船舶安全法の規定に基づく定期検査等の支出に備えて、5年間に必要とするドッグ費用を見積り計上しております。 |

(5) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産	
・建物	2,104百万円
・船舶	581百万円
・土地	1,526百万円
・投資有価証券	566百万円
計	4,778百万円

担保に係る債務	
・短期借入金	1,797百万円
・長期借入金	3,367百万円
計	5,164百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,257百万円 (内 減損損失累計額 0百万円)

(3) 保証債務

他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

・英幸海運有限公司	192百万円
・誠進海運有限公司	72百万円
・幸盛海運株式会社	67百万円
小計	332百万円
債務保証損失引当金	65百万円
計	267百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

区分	①短期金銭債権	②長期金銭債権	③短期金銭債務
金額	313百万円	1,731百万円	31百万円

(5) 取締役に対する長期金銭債務

未払役員退職慰労金は、平成17年6月28日開催の第62回定時株主総会において承認決議された取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

区分	①売上高	②仕入高	③営業取引以外の取引高
取引額	2百万円	502百万円	44百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	365,694株	636株	一株	366,330株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り636株によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認、債務保証損失引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、器具備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(2) オペレーティング・リース取引

区 分	1 年 内	1 年 超	計
解約不能のものに係る未経過リース料 期 末 残 高 相 当 額	1百万円	1百万円	3百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種 類	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	長門海運 株式会社	直接所有 100%	・役員の兼任	・業務の受託	2	売 上	—
子会社	I. S. LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・資金の貸付 ・利息の受取	461 6	貸付金 —	522 —
子会社	K. S. LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・資金の貸付 ・利息の受取	95 11	貸付金 —	473 —
子会社	K. S. ROKKO LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・資金の貸付 ・利息の受取	64 11	貸付金 —	465 —
子会社	K. S. MAYA LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・資金の貸付 ・利息の受取	75 13	貸付金 —	584 —

(注) ・子会社に対する資金の貸付利率については、調達金利を勘案して決定しております。

(2) 当事業年度における重要な関連会社は㈱吉美であり、その要約財務内容は以下のとおりです。

流動資産合計	548百万円	流動負債合計	228百万円
固定資産合計	354百万円	固定負債合計	70百万円
資産合計	902百万円	純資産合計	602百万円
売 上 高	税引前利益	当期純利益	
1,370百万円	112百万円	66百万円	

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	160円40銭
(2) 1株当たり当期純利益	16円70銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(1) 企業結合等関係

・連結子会社の吸収合併

当社は、平成25年8月20日の合併契約に基づき、平成25年10月1日に当社の100%子会社である株式会社シンパを吸収合併いたしました。

① 合併の目的

当社グループの主要業務である港運事業・倉庫事業において、経営資源の集中と運営の効率化を更に高めることを目的とするものです。

② 合併の要旨

・合併の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社シンパは消滅いたしました。

・合併に係る割当ての内容

株式会社シンパは当社の100%子会社であるため、本合併に際して新株式の発行及び合併交付金の支払いはありません。

・消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する扱い

該当事項はありません。

③ 合併後企業の名称

兵機海運株式会社

④ 合併日

平成25年10月1日

⑤ 会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたしております。

(2) 計算書類の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

兵機海運株式会社
取締役会 御中

あけぼの監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	三瓶勝一 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	東本浩史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兵機海運株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兵機海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

兵機海運株式会社
取締役会 御中

あけぼの監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	三瓶 勝一 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	東本 浩史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兵機海運株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

兵機海運株式会社 監査役会
常勤監査役 兼 光 徳 治 ㊟
社外監査役 加 納 諄 一 ㊟
社外監査役 五 島 大 亮 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定配当を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、最終利益に厳しいものもございますが、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、以下の内容とさせていただきたいと存じます。

＜期末配当に関する事項＞

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は35,621,010円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の港湾・倉庫事業の多様化に対応するため、グループ企業の再編合併を行い、新たに港湾運送関連事業を営むこととなりましたので、現行定款第2条の事業目的にこれを追加するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 海陸運送業並びにその取扱業</p> <p>2. 内航海運業</p> <p>3. 外航海運業</p> <p>4. 港湾運送事業</p> <p>5. 倉庫業</p> <p>6. 通関業</p> <p>7. 一般貨物自動車運送事業</p> <p>8. 貨物利用運送事業</p> <p>9. 船舶海運代理店業</p> <p>10. 産業廃棄物収集運搬業</p> <p>11. 貿易代行業務</p> <p>12. 不動産の仲介及び賃貸業</p> <p>13. 下記の物品の売買及び仲介並びに輸出入業</p> <p>イ) 輸送具及び荷役機器並びに産業用機器類</p> <p>ロ) 農林水産物及び食品類</p> <p>ハ) 化学製品及びその半製品</p> <p>14. 古物商</p> <p>15. 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>16. 前各号の事業に附帯し又は関連する事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 海陸運送業並びにその取扱業</p> <p>2. 内航海運業</p> <p>3. 外航海運業</p> <p>4. 港湾運送事業並びに<u>港湾運送関連事業</u></p> <p>5. 倉庫業</p> <p>6. 通関業</p> <p>7. 一般貨物自動車運送事業</p> <p>8. 貨物利用運送事業</p> <p>9. 船舶海運代理店業</p> <p>10. 産業廃棄物収集運搬業</p> <p>11. 貿易代行業務</p> <p>12. 不動産の仲介及び賃貸業</p> <p>13. 下記の物品の売買及び仲介並びに輸出入業</p> <p>イ) 輸送具及び荷役機器並びに産業用機器類</p> <p>ロ) 農林水産物及び食品類</p> <p>ハ) 化学製品及びその半製品</p> <p>14. 古物商</p> <p>15. 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>16. 前各号の事業に附帯し又は関連する事業</p>

<MEMO>

<MEMO>

《株主総会会場ご案内図》

会場 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 10階



交通 市営地下鉄西神・山手線「県庁前駅」下車すぐ
JR西日本「元町駅」・阪神「元町駅」下車徒歩約10分